

桃山体育王国スポーツクラブ事業従事者等の謝金に関する規程

平成21年7月1日
規程第3号

(総則)

第1条 この規程は、桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)規約第3条第2項及び第4項の規定に基づき、クラブ事業従事者等の謝金に関する事項を定める。

(支払対象者)

第2条 クラブから謝金の支給を受けることができる事業従事者は別表1のとおりとする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者がクラブ事業に従事した時に支払う謝金は、原則として別表1に定める額を上限とする。ただし、特に会長が必要と認める場合もしくは運営委員会の決議を得た場合はこの限りではない。

2 別表1に定めのない謝金の支払いが生じた場合は運営委員会で審議の上決定するものとする。

(源泉徴収)

第4条 謝金及び桃山体育王国スポーツクラブ事業従事者等の旅費に関する規程(平成21年規程第4号)に定める旅費を謝金と同一証憑書類により支払う場合、クラブは支給金額の10分の1の金額を事前に源泉徴収し、粉河税務署の指示に従い納めるものとする。

附 則

この規程は平成21年7月1日から施行する。

別表1

科 目	支払対象者	内 容	単 価 の 限 度 額		備 考
諸謝金	講 演 者	記念式典的な講演	時間	@12,500円	地域住民やクラブ会員を対象とした講演会での講演者
	医 師	スポーツ大会などの応急治療	時間	@6,250円	医師免許保有者に限る
	講 師	クラブ大会、文化教室、日常活動での指導、クラブ指導者の研修会などでの講義	時間	@12,000円	座学が時間の大半を占める教室、研修会における指導、講義の講師
	運営支援アドバイザー	総合型地域スポーツクラブの運営に関する高い専門性を有する者の外部からの支援	時間	@5,000円	運営委員会等での指導・助言
	スポーツドクター	健康相談、体力測定の実施	時間	@1,850円	日本体育協会公認スポーツドクター有資格者に限る
	スポーツプログラマー	スポーツプログラムの提供、指導・助言	時間	@5,000円	日本体育協会公認スポーツプログラマー有資格者に限る
	アスレティックトレーナー	スポーツに関する医学的指導・助言			日本体育協会公認アスレティックトレーナー有資格者に限る
	種目別指導者	スポーツ大会、スポーツ教室、日常的活動でのスポーツ指導			実技指導を行う指導者 スポーツ教室の講師は「種目別指導者」とする 専門的知識を持った者が体力測定等を行う場合は種目別指導者とする
	審 判 員	スポーツ大会などの審判			
	看 護 師	スポーツ大会などの看護	時間	@1,250円	看護師免許保有者に限る
	助 手	上記種目別指導者の補助	同指導者の6割以内の金額		
	運 営 委 員(大会等)	スポーツ大会、スポーツ教室などの運営	時間	@850円	クラブ内の運営委員とする
	運 営 委 員(会議)	運営委員会等の会議出席謝金	時間	@2,000円	総会など会員全てを対象にした会議への出席謝金は対象外とする
原稿作成者	原稿執筆	枚400字	@1,800円	クラブ公に発行する書面に限る	